平成２２年（フ）第３０３号
佐賀県三養基郡基山町宮浦８－１　エクセレントハイツＤ－101、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町けやき台４丁目27番地７
債務者　長束　祐嗣
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
大分市大字荏隈1810番地の１
債務者　矢根　洋兒
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５０６号
大分市明野南１丁目20番220―57号
債務者　大石美由記
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５２３号
大分市乙津町13番32号バンビーナⅡ103
債務者　豊田　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
大分県宇佐市安心院町鳥越827番地
債務者　筌口　賢一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
大分県中津市字小祝627番地１　コーポ大木５号
債務者　松田　昌代
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３号
宮崎市曽師町199番地　和美アパート103号
債務者　阪本　菜月
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２１号
宮崎市稗原町62番地２　エスケイコーポ401号
債務者　岡田　裕輔
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１６号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦134番地１
債務者　伊藤　一子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦134番地１
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
福島県郡山市字上亀田21番地の１　ネオハイツ希望ヶ丘603号
債務者　奥村小百合
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
千葉県流山市大字東深井247番地の６カーサグランデＡ―203
債務者　須賀　義一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４０号
長野市篠ノ井布施五明537番地
債務者　武士　圭太
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目31番地13、前住所大阪市西区北堀江２丁目10番18―1001号
債務者　伊藤　高志
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４００号
兵庫県伊丹市緑ヶ丘３丁目104番地２細見方
債務者　福田　文子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８３５号
兵庫県西宮市今津水波町10番28号
債務者　越智　豊子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３６号
兵庫県尼崎市食満７丁目13番１―305号、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目11番１―301号
債務者　川内　　茜（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係